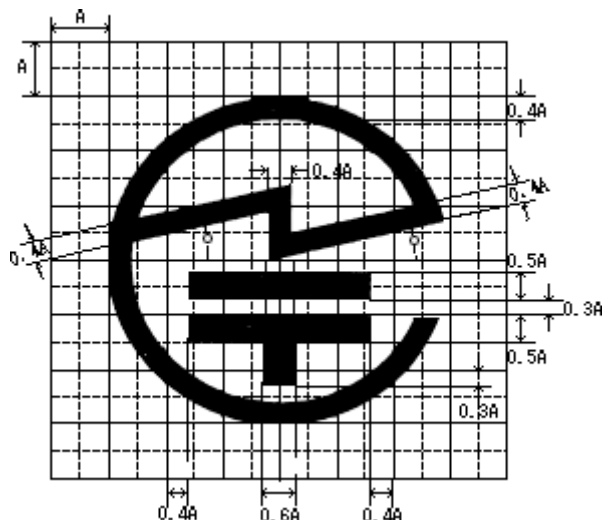


様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号 **R** 及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加した
ものとする。



注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

2 材料は、容易に損傷しないものであること(電磁的方法によつて表示を付す場合を除く。)

3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
第2条第1項第1号の4に掲げる無線設備	M又はN
第2条第1項第1号の9に掲げる無線設備	S
第2条第1項第1号の10に掲げる無線設備	D
第2条第1項第1号の11に掲げる無線設備	F
第2条第1項第1号の12に掲げる無線設備	B
第2条第1項第1号の12の2に掲げる無線設備	CU
第2条第1項第1号の13に掲げる無線設備	OY
第2条第1項第1号の14に掲げる無線設備	PY
第2条第1項第1号の15に掲げる無線設備	QY
第2条第1項第2号に掲げる無線設備	Q
第2条第1項第2号の2に掲げる無線設備	RY

第2条第1項第3号に掲げる無線設備	O
第2条第1項第3号の2に掲げる無線設備	SY
第2条第1項第4号に掲げる無線設備	R又はU
第2条第1項第4号の2に掲げる無線設備	TY
第2条第1項第4号の4に掲げる無線設備	UY
第2条第1項第4号の5に掲げる無線設備	SV
第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備	TV
第2条第1項第4号の7に掲げる無線設備	ZT
第2条第1項第5号に掲げる無線設備	C
第2条第1項第6号に掲げる無線設備	AS
第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	BS
第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	CS
第2条第1項第7号に掲げる無線設備	L
第2条第1項第8号に掲げる無線設備	Y
第2条第1項第9号に掲げる無線設備	V
第2条第1項第9号の2に掲げる無線設備	SW
第2条第1項第10号に掲げる無線設備	VT
第2条第1項第11号の3に掲げる無線設備	XY
第2条第1項第11号の4に掲げる無線設備	ZY
第2条第1項第11号の5に掲げる無線設備	AX
第2条第1項第11号の6に掲げる無線設備	BX
第2条第1項第11号の6の2に掲げる無線設備	XV
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	ZV
第2条第1項第11号の6の4に掲げる無線設備	ET
第2条第1項第11号の6の5に掲げる無線設備	FT
第2条第1項第11号の7に掲げる無線設備	MW
第2条第1項第11号の8に掲げる無線設備	NX
第2条第1項第11号の8の2に掲げる無線設備	XU

第2条第1項第11号の9に掲げる無線設備	NW
第2条第1項第11号の10に掲げる無線設備	PX
第2条第1項第11号の10の2に掲げる無線設備	AU
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	BU
第2条第1項第11号の10の4に掲げる無線設備	GT
第2条第1項第11号の10の5に掲げる無線設備	HT
第2条第1項第11号の11に掲げる無線設備	OW
第2条第1項第11号の12に掲げる無線設備	PW
第2条第1項第11号の13に掲げる無線設備	QW
第2条第1項第11号の14に掲げる無線設備	RW
第2条第1項第11号の15に掲げる無線設備	DU
第2条第1項第11号の16に掲げる無線設備	EU
第2条第1項第11号の17に掲げる無線設備	FU
第2条第1項第11号の18に掲げる無線設備	GU
第2条第1項第11号の19に掲げる無線設備	HU
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	IU
第2条第1項第11号の20の2に掲げる無線設備	IT
第2条第1項第11号の20の3に掲げる無線設備	JT
第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	JU
第2条第1項第11号の21の2に掲げる無線設備	IS
第2条第1項第11号の22に掲げる無線設備	KU
第2条第1項第11号の23に掲げる無線設備	JS
第2条第1項第11号の24に掲げる無線設備	KS
第2条第1項第11号の25に掲げる無線設備	NU
第2条第1項第11号の26に掲げる無線設備	OU
第2条第1項第11号の27に掲げる無線設備	PU
第2条第1項第11号の28に掲げる無線設備	QU
第2条第1項第12号に掲げる無線設備	K

第2条第1項第13号に掲げる無線設備	AZ
第2条第1項第14号に掲げる無線設備	BZ
第2条第1項第14号の2に掲げる無線設備	AY
第2条第1項第15号に掲げる無線設備	KY
第2条第1項第15号の2に掲げる無線設備	LY
第2条第1項第15号の3に掲げる無線設備	MY
第2条第1項第16号に掲げる無線設備	DZ
第2条第1項第17号に掲げる無線設備	EZ
第2条第1項第18号に掲げる無線設備	FZ
第2条第1項第19号に掲げる無線設備	WW
第2条第1項第19号の2に掲げる無線設備	GZ
第2条第1項第19号の2の2に掲げる無線設備	UV
第2条第1項第19号の2の3に掲げる無線設備	VV
第2条第1項第19号の3に掲げる無線設備	XW
第2条第1項第19号の3の2に掲げる無線設備	YW
第2条第1項第19号の3の3に掲げる無線設備	HS
第2条第1項第19号の4に掲げる無線設備	HX
第2条第1項第19号の4の2に掲げる無線設備	WU
第2条第1項第19号の4の3に掲げる無線設備	WV
第2条第1項第19号の5に掲げる無線設備	ZW
第2条第1項第19号の6に掲げる無線設備	AV
第2条第1項第19号の7に掲げる無線設備	BV
第2条第1項第19号の8に掲げる無線設備	CV
第2条第1項第19号の9に掲げる無線設備	DV
第2条第1項第19号の10に掲げる無線設備	EV
第2条第1項第19号の11に掲げる無線設備	FV
第2条第1項第20号の2に掲げる無線設備	VX
第2条第1項第21号に掲げる無線設備	IZ

第2条第1項第21号の2に掲げる無線設備	AT
第2条第1項第21号の3に掲げる無線設備	BT
第2条第1項第22号に掲げる無線設備	JX
第2条第1項第23号に掲げる無線設備	KX
第2条第1項第23号の2に掲げる無線設備	LX
第2条第1項第23号の3に掲げる無線設備	MX
第2条第1項第24号に掲げる無線設備	LZ
第2条第1項第25号に掲げる無線設備	RN
第2条第1項第25号の2に掲げる無線設備	RO
第2条第1項第25号の3に掲げる無線設備	RP
第2条第1項第25号の4に掲げる無線設備	QV
第2条第1項第25号の5に掲げる無線設備	DO
第2条第1項第25号の6に掲げる無線設備	DP
第2条第1項第26号に掲げる無線設備	NZ
第2条第1項第27号に掲げる無線設備	PZ
第2条第1項第28号に掲げる無線設備	TZ
第2条第1項第28号の2に掲げる無線設備	BY
第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	GS
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	VY
第2条第1項第29号に掲げる無線設備	UZ
第2条第1項第30号に掲げる無線設備	VZ
第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備	LW
第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備	OT
第2条第1項第30号の4に掲げる無線設備	MS
第2条第1項第31号に掲げる無線設備	WZ
第2条第1項第31号の2に掲げる無線設備	CX
第2条第1項第31号の3に掲げる無線設備	DX
第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備	EX

第2条第1項第31号の5に掲げる無線設備	UT
第2条第1項第32号に掲げる無線設備	CY
第2条第1項第33号に掲げる無線設備	DY
第2条第1項第33号の2に掲げる無線設備	FX
第2条第1項第38号に掲げる無線設備	GX
第2条第1項第39号に掲げる無線設備	AW
第2条第1項第40号に掲げる無線設備	BW
第2条第1項第41号に掲げる無線設備	CW
第2条第1項第42号に掲げる無線設備	DW
第2条第1項第43号に掲げる無線設備	EW
第2条第1項第44号に掲げる無線設備	FW
第2条第1項第46号に掲げる無線設備	HW
第2条第1項第47号に掲げる無線設備	UW
第2条第1項第47号の2に掲げる無線設備	VU
第2条第1項第48号に掲げる無線設備	VW
第2条第1項第49号に掲げる無線設備	GV
第2条第1項第51号に掲げる無線設備	IV
第2条第1項第52号の2に掲げる無線設備	KT
第2条第1項第52号の3に掲げる無線設備	LT
第2条第1項第53号に掲げる無線設備	KV
第2条第1項第54号に掲げる無線設備	LV
第2条第1項第54号の2に掲げる無線設備	MT
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	NT
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU
第2条第1項第57号の3に掲げる無線設備	DS
第2条第1項第57号の4に掲げる無線設備	GF
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU

第2条第1項第59号に掲げる無線設備	SU
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	TU
第2条第1項第61号に掲げる無線設備	ZU
第2条第1項第62号に掲げる無線設備	CT
第2条第1項第63号に掲げる無線設備	WT
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	XT
第2条第1項第65号に掲げる無線設備	FS
第2条第1項第66号に掲げる無線設備	ES
第2条第1項第67号に掲げる無線設備	LS
第2条第1項第68号に掲げる無線設備	TI
第2条第1項第69号に掲げる無線設備	YU
第2条第1項第70号に掲げる無線設備	YS
第2条第1項第71号に掲げる無線設備	YT
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	RB
第2条第1項第73号に掲げる無線設備	AR
第2条第1項第74号に掲げる無線設備	BR
第2条第1項第75号に掲げる無線設備	CR
第2条第1項第76号に掲げる無線設備	PT
第2条第1項第77号に掲げる無線設備	QT

5 工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目は「-（ハイフン）」とし、5文字目から10文字目までは登録証明機関又は承認証明機関が一の認証工事設計ごとにアラビア数字若しくは英字又はこれらの組合せにより定めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものである場合は、当該一の無線設備に対して一の工事設計認証番号とすることができる。
- (2) 認証工事設計について新たな工事設計認証をした場合は、当該認証工事設計に基づく適合表示無線設備の変更の工事を伴わないときに限り、当該認証工事設計に係る工事設計認証番号を新たな工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された特定無線設備については、新たな表示が付されたものとみなす。